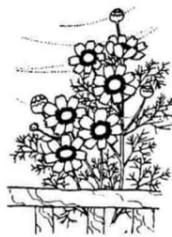


休日在宅当番医のお知らせ

月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
9/28	堀 医院 (☎66-2133)	佐々木医院 (☎62-2357)
10/5	富田 医院 (☎66-2226)	金井 医院 (☎62-2357)
10/10	星野(弘) 医院 (☎62-0998)	寺師 医院 (☎62-0116)
10/12	山喜 医院 (☎62-0646)	石川 医院 (☎66-2140)
10/19	星野(幸) 医院 (☎66-2103)	佐々木医院 (☎62-2357)
10/26	杏仁堂 医院 (☎62-0123)	金井 医院 (☎62-0116)
11/2	霜鳥 医院 (☎62-0579)	寺師 医院 (☎62-0137)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。
 ※時間外でやむを得ない時は、当番医の変更の有無を役場(66-2002)へ確かめてから受診してください。



人口の動き

8月31日現在
 ()は前月比

人口	11,823人(+19)
男	5,780人(+11)
女	6,043人(+8)
世帯数	2,420人(+7)

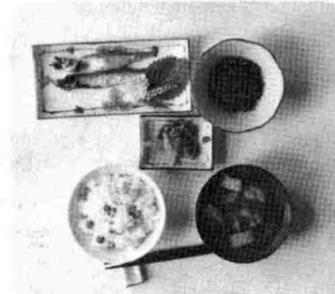
- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斉場の申込みは与板郷消防署 ☎0258-72-2572

広報 なかのしま

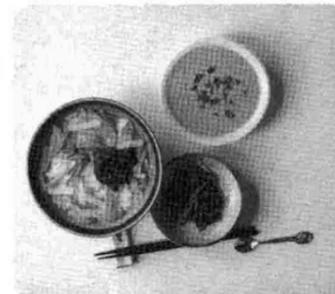
昭和61年 8月 No.156
 9月 No.157 合併号

● 編集と発行 / 新潟県中之島村役場企画課 (☎0258-66-2270)

▶ 朝食
 ビースこはん・みそ汁・人参の葉のこまあえ・ししやもの焼きもの・つけもの



▶ 昼食
 くじらぞうすい・ほうれん草のバター炒め・かぼちゃスープ



▶ 夕食
 こはん・みそ汁・中華風れんこん・牛乳入れ茶わん蒸し・つけもの



おもな内容

- ・町制施行まであとわずか ②~⑤
- ・みどり会が最優秀賞に ④~⑤
- ・いつまでもお元気で ⑥~⑦
- ・6月定例議会一般質問から ⑧~⑫
- ・「かつぼ園」の職員募集 ⑬
- ・極左暴力集団に厳しい監視の目を! ⑬
- ・スポーツ大会結果から ⑮~⑳
- ・飲食店を営んでいる皆様へ ㉑
- ・休日在宅当番医のお知らせ ㉒

「健康づくり」の「健康づくり我が家の食卓コンクール」で、当村のみどり会(代表小坂井栄子さん)の出品したお年寄り向け料理が、高齢者料理の部で見事最優秀賞の栄誉に輝きました。(本紙四・五ページに関連記事掲載)

表紙説明

「健康づくり」食卓コンクール
最優秀賞を受賞
 みどり会が
高齢者料理の部で



町民憲章制定委員小委員会による会議の様子

とき、短絡的に結論を導き出すことは困難としても、基本的には、自分の利益のみを主張したり自分さえよければ他はどうでもよいという、自己中心的な考え方や生活態度では、潤いのある居住環境は成立しないのであって、要は、自然の恵みに調和した、しかも秩序のある、平和な環境を意味しているものである。

◎第二条について

郷土中之島には、先人の血と汗の... したがってこの条項では、住民みんなが、真に郷土を愛する心で、住みよ

◎第四条について
活力ある町を築くためには、町民一人一人が心身共に健康でなければならぬ。健康であってこそ、町かどや家庭に明るい平和な笑い声が絶えないのである。

◎第三条について
人々の生活が、朝の「おはよう」から始まるように、地域での人と人とのふれあいが地域づくりの芽を育て、その躍進が町全体へと広がっていくもの

◎第二条について
郷土中之島には、先人の血と汗の... したがってこの条項では、住民みんなが、真に郷土を愛する心で、住みよ

じんだ有形無形の文化財が、数多く残されている。これら固有の文化を大切にするとともに、国際的視野に立つ教養・識見を広めることが、これからの現代社会に生きる者にとって、強く望まれることとなる。

町民憲章決まる！

いよいよ、町制施行日の十月一日が間近に迫り、なにかと慌ただしさを増してきましたが、それに伴う町民憲章をはじめ、施行日当日の山車パレードの内容など、詳細がこのほど決まりましたので紹介します。

十月一日に県下五十六番目の町として誕生する「中之島町」を、それぞれの立場でお祝いしましょう。

町民憲章決まる！

《町民憲章にこめられた願い》

中之島町民憲章は、激動する社会にはばたく町民の生成発展や、潤いとやすらぎのある家族の実現を、「町づくり」という願いで表現しました。

すなわち、住民一人一人の幸福と各家族の幸福が、とりもなおさず町の繁栄を招来するという三位一体の考え方に立って、住民と行政とが連帯し互いの協調協力関係を強めていく、いわば実践の方向（理想像）を示したものである。

◎前文について

前文は、町民憲章設定の意義について述べてある。

町民憲章

わたくしたちの中之島は、恵まれた自然と先人の不屈の努力や英知によってひらかれた、実り豊かな町です。わたくしたちは、この町に住むことによるこびと誇りをもち、さらに永遠の繁栄と幸福を願い、日々の道しるべとしてこの憲章を定めます。

- 一、郷土を愛し環境をととのえ、明るく住みよい町をつくりましょう。
 - 一、伝統に学び教養を深め、希望とゆかしさにみちた町をつくりましょう。
 - 一、心のふれあいを大切にし、愛情の通う幸せな町をつくりましょう。
 - 一、健康で働き産業を伸ばし、豊かでいきいきとした町をつくりましょう。
- 町制施行にあたり、一人一人が町づくりに参加していることを自覚し、この憲章を守り育てます。

昭和六十一年十月一日制定

もの。

◎第一条について

始めに、郷土愛は町づくり人づくりの根源となる精神活動であり、その根底にあるものは、自然風土と歴史であるということについて述べた。次に住みよい環境とは、昨今、住民の生活様式が変化し多様化しつつある

十月一日の行事等

■記念パレード・大民踊流し・花火打ち上げ等

○主催／町制施行記念協賛事業実行委員会（・会長／樋山衆男村長・実行委員長／下田務商工会長・事務局／中之島村商工会）

▽山車パレード

○内容／車七台・踊り子五十名程度の規模で町内をパレードし、各公民分館等で約十五分間民踊を披露します。

○日程

- ・役場前（午後1時出発）
- ・上通小（1時20分～1時35分）
- ・中通分館（1時55分～2時10分）
- ・中野分館（2時30分～2時50分）
- ・中条分館（3時10分～3時25分）
- ・信条小（3時35分～3時50分）
- ・三沼分館（4時10分～4時25分）
- ・西所分館（4時35分～4時50分）



議会報告

六月定例村議会
一般質問から

六月定例会の本会議が六月二十四日午前十時から開催され、村政に対する一般質問が三議員により行なわれましたので、その要旨をお知らせします。



杉林 一郎議員

道路問題について

▼信濃川右岸の堤防につきましては、一般車輛はご遠慮くださいと書いてあることから、ほとんど車は通っておりません。しかし、立派な舗装工事も施されており、もったいない気もしますので、この際、県道に昇格させて一般車輛も通すお考えがないかお伺いします。

〔樋山村長〕

趣旨の答弁が行われております。

ところで、現在の高速バスの運行状況でございますけれども、長岡・新潟間が三十二往復、高田・新潟間が十二往復、直江津・新潟間が三往復、柏崎・新潟間が十二往復、新潟・東京間が二往復と、合計六十一往復も運行していますが、中之島・見附インターに停まる高速バスは、そのうちのわずか五往復（長岡・新潟間を往復するバス）のみであり、それも長岡で満員の場合は素通りして行くという状況です。

このような事から、現在の利用状況はほとんどゼロに近いので、五十九年にはその実態等を日本道路公団の管理局並びにバス会社等にお話しするとともに、三区選出の国會議員に対しても、高速バスに関する陳情書を提出してお話ししてきたところでござ

中之島・見附インターの高速バス停



信濃川右岸の現況を申し上げますと、まず、元真野代橋から宮村橋までの間約一キロにつきましては、村道として認定しております。かつてこの道路は県道であり、重要な生活道路だったので、猿橋川改修工事に伴い真野代橋が撤去されてからは、砂利採取の関係車輛や建設省関係の車が通る程度で、實際上の機能はほとんど無いものと考えられます。次に、宮村橋から与板橋までの約三キロにつきましては、砂利採取組合を中心として整備・舗装がなされてきているわけですが、この舗装にあたりまして特に宮村橋から砂利採取までの区間は、砂利採取組合の通路であるけれども、一般車輛の交通を禁止することもできないという事もある、若干ですが村費で補助をしております。それから与板橋から長岡市の栖吉川出口までの間約六キロにつきましては、そのうちの中之島村に関する延長約二キロが仮舗装されており、その先は砂利道となっております。



信濃川右岸の堤防道路

従いまして、県道昇格という事で考えるならば、まずもって長岡市との関係が非常に強くしてくるのではないかと思われ、更にその昇格条件としては、二つ以上の市町村を経由する幹線であって、沿線に主要地または主要停車場等と連絡する事がうたってございますので、この点から考えましてもかなり難しいように思われます。また、県道になるには村道の認定も必要であり、これらの経過を考えた場合もかなり難しい問題があるかと思えます。いずれにしても十分心しまして、長岡市、与板町、その他関係町村との話し合い等を持ちたいと思えますが、今すぐどうこうという事は考えておりません。

高速道路の
停留所設置について

▼本村インター内の高速バス停留所についてですが、停留所がないで通過し、置き去りにされて困ったとよく聞きますが、よい方法はないものか。それから、役場の両方にあたる高速道路上に、もう一ヶ所停留所を設置することはできないだろうか。この事につきましては、過去何回か一般質問されているが、高速自動車道をより多くの村民が利用するための運動について、その後の経過と見通しをお伺いしたい。

〔樋山村長〕

昭和五十五年六月議会で、高速バスが長岡で満員になってきた場合停まらないという現象が起きている事と、停留所付近に電話を設置してどうかという一般質問がございましたが、電話についてはその後新設されております。それから五十八年十二月議会で、高速バス停留所新設についての一般質問がなされ、年が明けたら積極的に動いてみたいという

ございます。

しかしながら実体から申しますと、供用開始されてからいまだに新たに停留所を増設した例がないという事と、全々停留所がないのではなく、しかも引き入れて停留所の設備が整っているのに何年もたたないうちに変更することは非常に難しいというような事でも、もしどうしても新設したいのであるならば、すべての経費は地元負担となり、当時のお金で少なくとも十億円から十五億円くらいは必要だろうという事から、それに対する運動は一応ストップしておったと思うんですが、いまほどの質問の通りこのままにしておくわけにはいかないと思えますし、これだけの犠牲を払いこれだけのバスが通っていないから、それをみすみす指をくわえている事はないだろうという事で、今どの様な方法をとったらいかが関係町村の連けい等を含めまして、目下研究をしているという段階で努力したいと思っております。

与板橋の歩道橋の設置並びに
バスの運行について

▼本村と与板町を結ぶ与板橋は、竣工当時に比べて交通量は倍増し、いわゆる交通弱者といわれる老人が自転車で行ったり、売物で通行する際はきわめて危険な状況にあります。私が、与板町・和島村・中之島村の三町村の懇談会に出席したとき、歩道橋の設置について与板土木事務所の方からお話しを聞いたところでは、設計測量等は着々と進んでいるし、工事もやがて着工されるであろうということでした

が、現在の程度まで進行しているのか、また見通しはどうかおたずねしたい。それから、与板橋に定期バスが一本も通らないようでは、町になっても活性化が計られないと思うので、近隣町村と相談されて運行できるようなお考えはないかお伺いします。

〔樋山村長〕

この橋の実体調査は、昭和五十四年から五十九年までの六ヶ年に亘り行われ、八百六十万円の経費がかかっております。そして、昨年からは今年にかけては、与板町を中心と致しまして和島村、中之島村三者で陳情活動を県および国に対して行っておりますし、昭和六十二年、六十三年度に着手してほしいと、今年の春も写真等をつけて陳情書を提出しましたが、また一方では、国道一一七号線延長促進運動もありませんので、それとの関連も考えまして努力していきたいと思っております。

次にバスの運行についてですが、昔は運行されたのが今は行われていない理由をバス会社に聞きますと、これはあくまでも採算の問題であり、採算がとれれば運行してもよいが、現在の状態では非常に危ぶまれる。従ってその補てんを関係町村が負担してくれるならば、あるいは考えても良いという状況でありました。与板町でもこの事が問題にされ、検討されている状況でございますが、当村といえども果たしてどのくらいの利用があるのかを考えた場合、残念ながら強く要望する段階にいたっていないのが実体です。しかし、大事な問題だと思っておりますので心して参りたいと思っております。



葦沢文一議員

農村総合モデル事業について

モデル事業はこれから箱物に移るという事ですが、箱物に移ると今か今かと村民がまんして待っている排水並びに道路関係が、後回しにされるのではないかと心配がなされているのが実情でございます。さきの質問には、村長はケースバイケースでそれを行うとっておられますが、いま県あたりのお話を聞きますと、モデル事業も見直しを行っても良いのではないかとこの声も聞かれます。この点に對して、村長は見直しをする意志があるかどうかご質問いたします。

〔樋山村長〕

ご承知のようにこのモデル事業の実施にあたりましては、中之島村農村総合整備事業推進協議会の議決を得て仕事をしています。ただ、かつてこのモデル事業は一旦計画にのせたものは動かさないという指導があったと聞いておりますが、最近その枠組の規制が大分ゆるんできており、県の農村総合整備課あるいは建設省北陸地方建設局等へ参りましても、外の事でやれるものがあるならばそ

▼農村環境改善センター用地



らの方でやっていただくなら良いのではないかと、箱物等につきましても他の事業との相のりの中で考えて見ようかというような指導等もなされております。そういう面では実際の緊急度、予算のつき方等との関連を見ながら、この整備事業推進協議会にお計り致しまして仕事を進めていきたいと思っておりますが、特に排水問題につきましては、ご承知のように村の単独事業といたしまして中之島村排水路整備事業補助金交付要領ができておりますし、また、この議会で農業兼用集落排水路整備事業補助金交付要領に基づいた予算等についてお願いしたいと補正を考えておりますので、このような関連の中でご活用いただければありがたいと思っております。なお、全体の計画をいま村独自で見直すことは考えておりませんが、今後国・県の仕事の関連でそういう問題がでてくるかも知れません。

それから環境改善センターの設置の問題でございますが、これは県の全体計画の中に含まれてございますので、これを私共が急ぐからといって外しましても、その予算が他の町村にいくだけであつて当村にくるといふ保障はございません。そういうこと等

あるいは保健センター等の関連もありますので、これは予定通り昭和六十二年の設計、六十三年から建設ということと仕事を進めていきたいと思っておりますが、そのために食いつけの事業といいますが、途中の事業は、ある程度整理をしてから入っていきたいと思っております。そのためにも今年も国・県に對しまして特別の予算措置を要望した結果、ご承知のように当初八千万円に對して七千万円の内示決定を受けた訳ですが、自画自賛で恐縮ですがこれは従来につき方に比べますと、大分進行していると考えてございますし、更に追加という事で、この会議が終り次第金沢へ出向いてきたいと、今から計画している状況でございます。

中之島村の将来について

いよいよ十月町制が施行され、イメージアップで中之島村が発展するかのよう聞いておられる現状でございますが、ただ漠然として町制を施行するのでなく、実りあることを望むとともに、国の予算の先取りをしていかなければならないなど、今が一番大切な時期だと思います。先般のテクノポリスに外され、また、中之島村第二次総合計画の後期見直しに参っておりますが、今後中之島村としてこれらの取り組みをどのように考えておられるか、それから国土庁の第四次総合開発計画であります。村としてこの点に對して運動なされたか、あるいはなされるお気持ちがあるかおたずねいたします。また、そうできなかったらせめて費用を使つても、学識経験者やコンサルタント等に頼んで立派な将来の青写真を作



上空から見たインターチェンジ付近

て、村民に示されるべきだと私は思います。それから保育所関係でございますが、見直しする必要があると考えますが村長のご答弁をお願い致します。

〔樋山村長〕

中之島村の将来像についてという事は、ほんともごもつともでございます。いまほどお話しがございましたように、国でも現在第四次総合計画の策定に向かつて各種団体から、いろいろな提案がなされ検討されていると聞いておりますが、私共も市町村会あるいは地元選出の国・県代表者等を通して、

三月に五ヶ年計画が策定されたところでございます。中之島村は是非こうしてほしいと申し上げて来ておるところでございます。更に、県におきましても新しい時代に即応した総合計画が策定されておりますし、長岡・小出地域広域市町村圏協議会でも、今年三月に五ヶ年計画が策定されたところでございます。これら一連の動向を十分踏まえながら、当村におきましても昭和五十八年度を初年度として六十七年度を目標準度とする第二次総合計画を策定したわけですが、その中にも唱つてありますように、六十三年度からの後期計画につきましては更にその時点で十分検討していくという事になっておりますので、その線に則りまして六十二年度以後五ヶ年分の具体的な計画を策定したいと考えている段階でございます。乗り遅れないように新しい村づくり・地域づくりという事を標榜しながら、それに則したものをつくれと言ふ励ましの言葉を、ほんとにありがたく受け止めながら私共も十分心を引きしめて、皆さんの期待に沿えるようなものを打ち出していきたいと思っております。

テクノバレー構想につきましては、中之島村に則した形で、もし考えるならば入って行きたいと思っております。しかし、あの当時のお話では、例えば五十町歩以上の土地の確保が容易であること等が要件でしたが、それに関連している市町村が対応しているかという点、また具体的なものが何もないのが実体であります。なお、それらとの関連の中で、村では今年度から新しい係を設けて仕事を進めている段階ですが、その点を十分考慮しながら私共の村として有効な生き方をとりたいたいと思っております。



堀 一郎議員

農機具災害防止の取り組みについて

▼昭和五十年頃だったと思いますが、県内でも本村が農機具事故の発生が多いという事でしようか指定され、それに伴い農作業安全のための講演会や隣接町村を含めて行事等が開催され、その後本村において予算化されて、農作業安全のための施策がとられている事はご承知のとおりと思っております。今年に入りまして、耕運機に乗って重傷を負われたり、四月の春耕期には死亡事故が発生したことを耳にしました。現在この農作業安全について私の目につく限りでは、田んぼに行く道中とかその附近の道路に安全注意の看板が立つておられる程度で講演会等は開かれていない様ですが、村当局として現在どのような取り組みをしておられるか伺いたい。なお、この事に関連した農業労働保険の問題ですが、加入したから事故が起きないというものではありませんが、万一の場合それを保障し、安全への啓発が高まるという意味からして推進される意志がないか伺いたい。

〔樋山村長〕

農機具災害防止につきましては、現在、普及並び

特別養護老人ホーム 「かつほ園」の職員募集

特別養護老人ホーム「かつほ園」の職員を、次のとおり募集します。

【職種、人員および受験資格】

職種	人員	受験資格
事務員 (女子)	1	昭和37年4月2日以後に生まれた者で、学校教育法による高等学校を卒業したもの(昭和62年3月卒業見込みのものを含む)で、かつ簿記2級以上及び自動車運転普通免許を有するもの。
生活指導員	1	昭和32年4月2日以後に生まれた者で、学校教育法による短期大学又は大学を卒業したもの(昭和62年3月卒業見込みのものを含む)で、かつ社会福祉主事の資格を有するもの。
看護婦 准看護婦	3	昭和32年4月2日以後に生まれた者で、受験申し込みの時点で看護婦若しくは准看護婦の免許を有するもの。または昭和62年6月30日までに免許を取得する見込みのもの。
栄養士 (女子)	1	昭和32年4月2日以後に生まれた者で、受験申し込みの時点で栄養士の免許を有するもの。または、昭和62年3月31日までに免許を取得する見込みのもの。
寮母寮父	22	昭和27年4月2日以後に生まれた者で、学校教育法による高等学校、短期大学、高等専門学校、または大学を卒業したもの。(昭和62年3月卒業見込みのものを含む)
介助員 (男子)	1	昭和27年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者で、自動車運転普通免許を有するもの。
調理員	4	昭和27年4月2日から昭和44年4月1日までの間に生まれた者

【受付期間】 10月15日(水)～10月25日(土)

【第1次試験日】 11月9日(日)

【採用時期】 昭和62年4月

【申込先・問い合わせ先】

- ・中之島村役場住民福祉課 (☎66-2170)
- ・長岡市福祉部老人福祉課 (〒940 長岡市幸町2丁目1番1号・☎35-1122内線222)

臨時会

国保条例の一部改正など 三議案を可決

七月二十六日、昭和六十一年第七回村議会(臨時会)が開催され、昭和六十一年度一般会計や条例の一部改正など、村長提出議案三議案について審議が行われ、いずれも原案どおり可決されました。

主な内容は、次のとおりです。

- 昭和六十一年度中之島村一般会計補正予算について——補正額は、衛生費の昭和六十年乳児医療助成事業補助金返還金として四万七千円を追加し、総額二十四億七千六百五十万五千円とした。
- 昭和六十一年度中之島村国民健康保険特別会計補正予算について——補正額は三百二十万円で追加(・退職被保険者等療養費保険者負担額二十万円の退職被保険者等高額療養費支給額三百万円)し、総額五億九千九百七十七万二千円とした。
- 中之島村国民健康保険条例の一部改正について——昭和六十一年度国民健康保険税の本算定に当たり、課税客体の税率等を次のとおり改正したものです。(詳しくは、八月発行の国保だよりを参照ください)

課税客体区分	所得割率		資産割率		平均割額	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割率	百分の四・五七	百分の六・九〇	百分の二六・六九	百分の三七・九五	一万三千八十円	一万六千二百円
資産割率	百分の二六・六九	百分の三七・九五	百分の二六・六九	百分の三七・九五	一万三千八十円	一万六千二百円
平均割額	七千八百円	八千二百四十円	七千八百円	八千二百四十円	七千八百円	八千二百四十円
減額六割	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額
減額四割	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額
減額二割	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額	平均割額
平均割額	七千八百円	八千二百四十円	七千八百円	八千二百四十円	七千八百円	八千二百四十円



大型農機具の取り扱いには慎重に！

に農協等と十分な連携をとりながら、主として農協の活動を中心にPR等の形でご協力を申しあげ、仕事を進めておりますが、やはり、災害防止は本人の自覚が先行すると思われまふ。近年農機具が大型化し、性能も高度化してきておりますので、操作に對しては十分注意されるとともに、事故防止についても万全の心構えをということでPRする以外はないと思っております。是非とも、災害が未然に少なくあつてほしいと思つております。

なお、農機具操作講習会につきましては毎年開かれてはいるのですが、過去の参加状況をみると、中之島村農協関係では昭和五十八年七月二十五日から五日間に亘り開催された県主催の農業機械利用技術者研修会に、三人の方が受講しているにとどまっていますという状況でございます。これもなんといつても、受講される方々の要望が先行するのではないかとと思われるわけでございます。しかし、今後とも事故防止については、必要あらばいろいろなPRあるいは講習会等を農協と一緒にやる事も考えられますが、現在の状況がこのようでありまふので、今すぐという事は考えておりません。

労災保険の問題も同じような事で、農協中央会と

七十歳以上の老人への入院見舞金制度について

三年前に老人医療の無料化が実現したわけですが、副調行革が始まりまずと真つ先に廃止されたのが、この老人医療の無料化制度であります。また、これに終わらせませんと次々と福祉の後退が行われ、健康保険本人の一割負担の導入とか、これに併せまして国民健康保険会計への国の負担率の引き下げや先の国会で成立はしませんでした。負担の内容までもが大幅に改悪されようとしているのが現状です。そこで、この改悪の方向に對しては反対の立場で運動していただく意志がないかということ、更にはこの老人医療の無料化制度の復活を、各方面に向けて要求するという立場に立っていただきたいと思つております。この無料化に近づける策として七十歳以上の老人への現在の負担金を、いわゆる入院見舞金制度という形で、村長の福祉に對する姿勢として実施される意志がないかお聞きいたします。

〔極山村長〕
七十歳以上の老人医療につきましては、昭和五十七年八月十七日に老人保健法が制定され、五十八年

二月から適用されているわけですが、今後この制度が高齢化社會に對應できるように、それらの見直しあるいは改正等が行われているものです。なお、これからの福祉はお金をもたらう事だけでなく、もつと違う面での福祉——精神主義という事ではありませんが、心の福祉が必要になってくると思つております。また、見舞金を支給してはどうかということですが、いろいろな観点からそのような措置はとつていませんが、ただ年齢を問わず一年以上の長期入院者に、気持ちだけで村社会福祉協議会から一人あたり三千円のお見舞いを差し上げております。

参考までに、昭和六十年度の七十歳以上の老人保健制度による医療費の負担状況を申しますと、中之島村の対象者は約一、五〇〇名で、まず、入院医療費については総額が一億九千二百八十六万四千円、そのうちの一部負担金は百六十二万四千円でありまふ。また、外来による医療費総額は一億八千九百九十九万九千円、そのうちの一部負担金は約七百五十六万円で、残り約三億七千三百四十四万円に對しては、もちろん国・県の補助がなされているわけでございます。



敬老会(三沼公民分館で)

今年度の結核検診結果から

- ・対象者数 (会社等での受診者除く) 四、七九二人
- ・受診者数 三、六〇七人(七五・三%)
- ・要精密検査者 一一二人(三・一%)

長い伝統を誇る中之島諏訪神社の「灯ろう押し合い」——今年も八月二十五日の夜、旧国道八号線で約一時間にわたり盛大に開催されました。

▶盛大でした
“灯ろう押し合い”



善意を
ありがとう

▼栗林豊平さん(真弓)から、村社会福祉協議会に十萬円の寄付がありました。
▼(株)第四銀行今町支店(支店長山田徳栄)から、町制を記念して花瓶が寄贈されました。

◇ 皆様の善意に、紙上より厚くお礼申し上げます。

中之島の秋は1年間の結晶が一斉に実を結ぶ秋——冷夏の影響が心配されましたが、後半の暑さで収穫量はますますのことです。



▲ぶどうの収穫作業(西野地内で)

収穫の秋



▲稲刈り作業(中西地内で)



レンコンの収穫作業(大口地内で)▶

狂犬病予防注射を実施します

◎対象/四月に受けられなかった犬および生後九十一日以上の犬

◎期日/十月五日(日)

◎時間/午前九時～午前十時

◎場所/星獣医宅(見附市今町(左図参照)・六六二・二四九)

◎経費/五、七〇〇円

◎持ち物/印鑑・愛犬手帳

※当日都合の悪い人は、電話で日程調整をしてから受けてください。

【略図】

カメラ散歩

◀機能回復訓練

村では、脳卒中等の病気で体の不自由な人々を対象に、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けることを目的として、今年度から毎月一回機能回復訓練を実施し、参加者十七名)から好評を得ています。



▲歩行訓練の様子



◀一般村民から寄贈された「お手玉」で、手の機能回復訓練に励む参加者

▼成人式

去る8月15日、中之島中央小体育館で開催された「第37回成人式」。今年度は123名の該当者のうち96名が出席し、関係者から祝福を受けて大人の仲間入りをしました。なお、式典後は原田泰夫氏(元日本将棋連盟会長・9段)を講師に招いて、「新成人に期待する——棋士生活50年の体験を通して」と題する記念講演がありました。



▶グラウンドゴルフ

子供からお年寄りまで楽しめる新しい軽スポーツ「グラウンドゴルフ」。この夏休み、村内では初めて赤小沼あすなろ子供会が試みましたが、子供たちからの評判は上々でした。



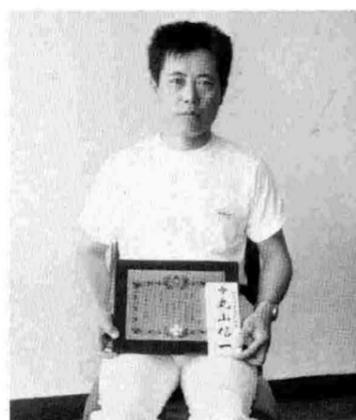
▼手作りいかだで第2位

去る8月10日、新潟日報などの主催により開催された「第4回信濃川手作りいかだ下り大会」。レースは新潟市酒屋から昭和大橋までの約13キロメートル区間のタイム争いで、県内各地から101チームが参加。当村からは「ザ・中之島キングス」(代表山田平作さん・末宝)が昨年(第6位)に引き続き参加して大奮闘した結果、第2位という輝かしい成績でゴールしました。



▶献血三〇回

丸山信一さん(末宝・38歳)に
銀色有功章



酒類自動販売機の 利用についてお願い

酒類小売業の公正競争規約により、自動販売機による酒類の販売は午後11時から午前5時まで停止されています。

これは、未成年者の飲酒防止および飲酒運転による事故防止を徹底するためであります。

この主旨を理解されて、何分のご協力をお願いします。

—三条税務署管内小売酒販組合ほか—

家屋の取りくずしが あった場合も届出を!

住宅や作業所などの一部あるいは全部を取りくずされた場合も、係員が伺って「家尾調査」を行います。その場合は、該当家屋を課税台帳から除外することになりますので、取りくずしてもまだ調査を受けていない方は、早めに固定資産係へ届け出てください。



税務コーナー

税金には、所得税や法人税などの直接税のほかに、お酒にかかる酒税や品物にかかる物品税などの間接税があります。

酒税は、清酒、しょうちゅう、ビール、ウイスキーなどの酒類にかかる税金です。

酒税法でいう酒類とは、アルコール分一度以上の飲料をいいますが、これには、粉末酒のように溶解してアルコール分一度以上の飲料となるものも含まれます。

物品税には宝石類をはじめゴルフ用品、自動車、ピアノ、ルームクローラーなど、装飾品、娯楽品、便益性の高い品物などにかかる税金です。

これらの税金は、お酒や品物の価格に含まれていますので、最終的に税金を負担するのは、品物を買った消費者となります。

詳しくは最寄りの税務署・税務相談室へお尋ねください。

お酒や品物にかかる税

羽田・成田空港を砲撃した爆弾犯人

この顔にピンと きたら110番



高田 武 (47歳)
○身長158センチ位、体格ガッチリ、小柄
○マユ毛薄く、頭髪は白髪まじり、アゴはり
○色は黒い方、動作は機敏

山縣 俊雄 (36歳)
○身長173センチ位、ヤセ型
○面長、眼が細い、鼻筋通る
○ノドぼとけが出ている

警察庁

不審な人を見かけたら通報を
中ノ島村の皆さん、高速道路や新幹線が開通して、交通の便が大変良くなりました。大都市から引越してきて、皆さんの周りに極左暴力集

な闘争を行っている集団であり、昨年から今年にかけて、それらによる事件が再び増加し、特に、東京サミット開催中の今年五月四日には、新宿区のマンションから五発の爆発物を発射したほか、皇居、米国大使館を警察施設等に対するゲリラ事件を起し、国民生活に大きな不安を与えました。

このような極左暴力集団は、皆さんの周りで一見善良な住民を装い、目立たない生活をしながら爆発物を造ったり、ゲリラ事件を起こす機会を狙っています。すぐお隣りの長岡市内では、中核派の活動家が偽名を使ってアパートに住んでおり、検挙されました。

極左暴力集団に 厳しい監視の目を!

見附警察署から村民の皆様へお願い

警察では、極左暴力集団のテロ、ゲリラ活動の根絶を図るため、総力を挙げて爆弾犯人の発見や、危険な活動の摘発・防止に努めています。

極左暴力集団とは、日本の民主主義体制を暴力によって破壊しようとする過激

団が住んでいるかもしれません。
◎空家に知らない人が引越越している
◎空倉庫や車庫に、見かけない人が入って修理などを行っている
◎このような不審な人や車を見かけたときは、
●新潟県警察本部
☎〇二五二一八四一九三九三
●見附警察署(☎六二二二二二二)または最寄りの駐在所
にすすんで通報してください。

国民一人ひとりの「厳しい監視の目」で、悪質、凶悪な極左暴力集団のテロ、ゲリラ事件を防止しましょう。

《村内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	8月中	累計	8月中	累計	8月中	累計
61	2	22	0	1	2	23
60	10	28	1	1	12	31
比較増減	-8	-6	-1	±0	-10	-8

死亡事故0 連続113日 (%日現在)

特別一時金の支給について

国民気金法等の改正に伴い、一年金の原則により年金給付の体系が整理されたことから、厚生年金保険法等による障害年金と国民年金法による老齢基礎年金とは、いずれか一つの年金を選択することとされたところ。

障害年金等の受給権者で、昭和六十一年四月以前に国民年金に任意加

入し保険料を納入した人または法定免除された保険料を追納した人のうち一定の条件を満たすものについては、国民年金の保険料の納入期間に応じ特別一時金を支給します。該当する人は役場の国民年金係で請求手続きをしてください。特別一時金の額については次のとおりです。

加入期間	金額
一年以下の期間	二四、〇〇〇円
一年を超え二年に達するまでの期間	四八、〇〇〇円
二年を超え三年に達するまでの期間	七二、〇〇〇円
三年を超え四年に達するまでの期間	九六、〇〇〇円
四年を超え五年に達するまでの期間	一二〇、〇〇〇円
五年を超え六年に達するまでの期間	一四四、〇〇〇円
六年を超え七年に達するまでの期間	一六八、〇〇〇円
七年を超え八年に達するまでの期間	一九二、〇〇〇円
八年を超え九年に達するまでの期間	二一六、〇〇〇円
九年を超え十年に達するまでの期間	二四〇、〇〇〇円
十年を超え十一年に達するまでの期間	二六四、〇〇〇円
十一年を超え十二年に達するまでの期間	二八八、〇〇〇円
十二年を超え十三年に達するまでの期間	三一二、〇〇〇円
十三年を超え十四年に達するまでの期間	三三六、〇〇〇円
十四年を超え十五年に達するまでの期間	三六〇、〇〇〇円
十五年を超え十六年に達するまでの期間	三八四、〇〇〇円
十六年を超え十七年に達するまでの期間	四〇八、〇〇〇円
十七年を超え十八年に達するまでの期間	四三二、〇〇〇円
十八年を超え十九年に達するまでの期間	四五六、〇〇〇円
十九年を超え二十年に達するまでの期間	四八〇、〇〇〇円
二十年を超え二十一年に達するまでの期間	五〇四、〇〇〇円
二十一年を超え二十二年に達するまでの期間	五二八、〇〇〇円
二十二年を超え二十三年に達するまでの期間	五五二、〇〇〇円
二十三年を超え二十四年に達するまでの期間	五七六、〇〇〇円
二十四年を超え二十五年に達するまでの期間	六〇〇、〇〇〇円

夕暮れ時の 交通事故防止運動

＝10月21日～11月20日＝

〔運動の重点〕

1. ライトの早期点灯
2. 高齢者の交通事故防止
3. 交通三悪（飲酒運転、スピードの出しすぎ、一時不停止）の一掃
4. シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底



交通安全

秋の全国 交通安全運動実施中

＝9月21日～9月30日＝

〔運動の重点〕

1. シートベルト・ヘルメットの正しい着用の徹底
2. 歩行者および自転車利用者の交通事故防止
3. 二輪車を中心とした無謀運転の追放
4. 踏切事故の防止

特例永住許可申請は お済みですか

＝ 申請期限 昭和61年12月31日 ＝

申請できる人は、終戦前から引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身の人たちとその直系の子孫として日本で生まれ、引き続き在留している人たちです。

上記の方は、永住許可の申請をすれば、すべて永住が許可されます。また、手数料は不要です。

まだ申請していない方は、最寄りの入管へ申請してください。郵送による申請も可能です。

詳しくは、法務省入国管理局（☎93-580-4111）または地方入国管理局へお問い合わせください。

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中から選ばれた十一人の検察審査員が、いわば一般国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかつたこと（不起訴処分）のよしあしを審査するのを主な仕事とするところです。

ご存じですか
検察審査会

つておられる方や、検察審査会についても詳しくお知りになりたい方は、お気軽に下記にご相談ください。相談や申し立てについての費用は、一切無料で秘密は固く守られます。

長岡市三和三丁目九番地二八
長岡検察審査会事務局
（☎三五二二四一）
裁判所構内



ただいま工事中

— 入札結果から —

場所	工事名	工事費	工事業者名	完成期限
粕島外	道路舗装新設工事	1,330万円	榎佐藤組	S61.10.5
鶴ヶ曾根	道路整備工事	970万円	室橋組	S61.9.30
押切駅前	道路維持修繕工事	218万円	榎佐藤組	S61.9.15
中之島外	道路維持修繕工事	223万円	榎九月組	S61.9.5
中野中	道路維持修繕工事	226万円	榎遠藤建設	S61.9.5
中条第1	道路維持修繕工事	169万円	榎第一和光	S61.9.15
下沼新田	道路維持修繕工事	130万円	丸寅建設	S61.8.26
六所	道路維持修繕工事	308万円	榎松井組	S61.9.25
中条中	中之島北中体育館天井張替工事	900万円	榎第一和光	S61.8.31
中野中	中野分館増築工事	270万円	堀内建設	S61.8.31
杉之森外	集落排水路測量設計作業委託	237万円	榎旭工務店測量設計事務所	S61.9.25
鶴ヶ曾根	集落排水路測量設計作業委託	139万円	榎中之島測量設計事務所	S61.9.10
並木新田	農業集落道路整備第1次工事	430万円	榎九月組	S61.10.13
中之島第7	街路中之島線道路改良工事	2,000万円	榎佐藤組	S61.11.27
来宝	中野西部児童公園整備工事	1,240万円	榎宝建設	S61.11.12
大保外	区画線説置工事	265万円	交通企画設計事務所	S61.10.13
役場前	旗掲揚塔設置工事	152万円	榎松井組	S61.9.28
下沼新田	道路整備工事	975万円	丸寅建設	S61.12.2
杉之森外	道路整備工事	990万円	松井木材建設	S61.12.2



飲食店を営んでいる皆様へ

昭和六十一年商業統計調査・十月一日現在で実施

通商産業省では、昭和六十一年十月一日現在で「商業統計調査（一般飲食店）」を実施します。この調査はバー、酒場等を除く一般飲食店を対象に実施されるもので、我が国飲食店の構造及び販売活動の実態を明らかにする唯一の重要な調査です。

対象となる事業所へは後日、調査



第18回婦人バレーボール大会

〈優勝—中之島Y・M・C〉

- ◎開催日／7月27日(日)
- ◎会場／中之島中央小学校体育館
- ◎参加チーム数／4チーム
- ◎試合方式／リーグ戦
- ◎対線結果および順位／下表のとおり

チーム名	上通わかば	睦会	三沼若妻会	中之島Y・M・C	勝	負	順位
上通わかば	○ 2-0	○ 2-0	○ 2-0	○ 2-0	2	1	2
睦会	× 0-2	○ 2-0	○ 2-0	○ 2-0	1	2	3
三沼若妻会	× 0-2	× 0-2	○ 2-0	○ 2-0	0	3	4
中之島Y・M・C	○ 2-0	○ 2-0	○ 2-0	○ 2-0	3	0	1

第2回テニス大会

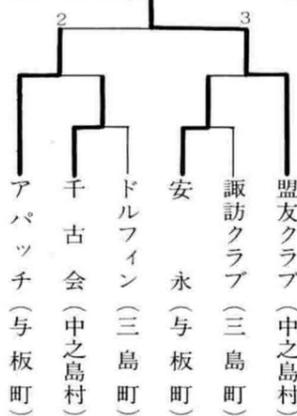
- ◎開催日／7月20日(日)
 - ◎会場／中之島村テニスコート
 - ◎参加チーム数
 - ・男子ダブルスの部…12チーム
 - ・女子ダブルスの部…3チーム
 - ◎試合方法
 - ・男子ダブルスの部…トーナメント戦
 - ・女子ダブルスの部…リーグ戦
 - ◎順位…(第3位まで・敬称略)
- 〈男子ダブルスの部〉
- ▷優勝／川崎 新一・吉田 宏治チーム
 - ▷準優勝／小谷松裕之・高橋 正俊チーム
 - ▷第3位／堀 敏行・渡辺 正チーム
 - ▷第3位／小林 勝昭・長谷川和彦チーム
- 〈女子ダブルスの部〉
- ▷優勝／中島千恵子・浜田 幸代チーム
 - ▷準優勝／松井 和子・山田 久子チーム
 - ▷第3位／山田 圭子・中村 明美チーム



第5回 近郷親善野球大会

- ・期日／8月31日(日)
- ・会場／与板町スポーツ広場
与板小学校グラウンド

〈優勝〉盟友クラブ
〈準優勝〉アパッチ
〈第3位〉千古会・安永



第5回 中之島村野球連盟杯 争奪トーナメント大会 (開催期間 7月20日～8月9日)

